

令和5年5月17日

保護者 様

山鹿市立菊鹿小学校
校長 早田 宗生

新型コロナウイルス感染症への対応変更について

風薫る季節となり、保護者の皆様方におかれましては益々御健勝のことと拝察します。日頃から本校教育活動へ御理解・御協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症が法律上の「5類感染症」へ移行したことに伴い、当該感染症に対する出席停止等についての基準が改定されて届きましたので、下記のとおりお知らせします。本校でもこの基準に沿って対応していきます。

また、基本的な感染防止対策も下記のとおりとします。感染情報やマスク着用の有無等によりいじめや偏見等がないよう適切な指導をしますので、併せて御理解・御協力をお願いします。

なお、生活や学習等で不安なことなどがありましたら、遠慮なく学校へ御相談ください。

記

1 出席停止について

| 基準 | 期間 |
|--|--|
| ① 感染が判明した場合 ※停止期間終了後に登校する際、発症から10日経過するまではマスクの着用をお勧めします。 | 発症した日の翌日を1日目として、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日経過するまで |
| ② その他※、校長が出席停止を必要と認める場合 | 校長が必要と認める期間 |

※「その他」とは、次の状況等のことをいう。

保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童について、同居家族に高齢者や基礎疾患等がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合。

【これまでは出席停止としていたが、今後は出席できる例】

これらを理由に学校を休む場合には、通常の欠席とすることを原則とします。感染拡大状況によっては出席停止（上表の②その他）となることもありますので、連絡を受けた時点で状況を聞かせていただきます。

- (1) 児童等に発熱等の風邪症状や息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障がい等の症状がみられる場合
- (2) 同居家族が感染した場合

2 学校での感染症感染拡大防止対策（マスク着用は求めないことを基本とします）

平常時には、学校では次の対策を講じて教育活動を行っていきます。

- 家庭との連携による児童の健康状態の把握 → 家庭で健康観察をし、連絡してください。学校での検温はしません。

- 適切な換気の確保 → 常時換気をしていきます。

- 手指衛生や咳エチケットの指導 → 咳が出るなどの場合はマスク着用を勧めます。

※ 各自に必要な持ち物として、清潔なハンカチ・ティッシュのほか、必要に応じて、マスクやマスク入れ（清潔なビニールや布等）を持たせておいてください。

ただし、地域や学校において感染が流行している場合は、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや身体的距離を確保することなどを指導していきます。

3 校外活動

活動（訪問）する施設等の運営規則に合わせます。手指消毒、マスクの着用、検温等のお願いや体調不良者の入場制限がある場合も考えられます。